

事 務 連 絡
令和2年4月21日

各市町防災担当課（室）長 様

三重県防災対策部防災企画・地域支援課長

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

このことについては、令和2年4月1日付け府政防第779号、消防災第62号、健感発0401第1号及び令和2年4月7日付け事務連絡により、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長から通知があったところです。

本県においても、避難所における感染症対策をこれまで以上に高め、対応に万全を期す必要があります。

このことをふまえ、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について、資料をとりまとめましたので、対策の参考としてください。

また、防災担当だけでなく、衛生、保健、福祉担当と協議していただくとともに、避難所運営を行う自主防災組織や自治会等にも必要に応じて周知をお願いします。

県といたしましても、市町の皆様と連携を図りながら、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について取り組んでまいりますので、取組の推進についてよろしくをお願いします。

事務担当：
防災対策部防災企画・地域支援課
地域支援班 中村・藤田・森島
電話 059-224-2185
FAX 059-224-2199
E-mail bosai@pref.mie.lg.jp

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

*各項目で「○参考」としてお示ししたものは4頁以降で関連HPを紹介しています。

1. 平時の対策

(1) 前もって避難行動を確認しておくことの重要性の周知

ハザードマップの活用、避難行動判定フローの確認を住民へ周知する。

- ・ハザードマップを平時から前もって確認することで避難が必要かどうか、必要な場合はどのように避難するかを考えておくよう周知する。
- ・親類や知人の家、近所の安全な所などの避難所以外の避難先が適切であると判断した場合は、前もって避難先へ相談しておくよう周知する。

○参考：[防災みえ、ハザードマップ、内閣府避難行動判定フロー](#)

<ポイント>

新型コロナウイルス感染症をおそれて避難を必要とする人が避難しないことを防ぐ。
避難所以外の避難場所を検討、確保してもらうことで避難所が密集することを防ぐ。

(2) 避難に備えるための周知

備蓄、防災グッズの見直しを住民へ周知する。

- ・今まで備えていた防災用品に加えて、感染対策を念頭に置いた防災用品を追加するとともに、避難時には持参してもらうことを周知する。
- ・追加すべき防災用品：マスク、アルコール消毒液、ウェットティッシュ、タオル、体温計など

○参考：[個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン](#)

*個人での備蓄物品の例（別添2）を参照

<ポイント>

避難所における感染対策は、インフルエンザやノロウイルス、食中毒などもあり常時必要な観点である。新型コロナウイルス感染症に対する関心が高まっている現在、感染対策に対して事前に周知しておく必要がある。
住民各自がマスクや消毒液などを備える自助の取組も促進する。

(3) 体調不良の方の相談窓口について

感染症の診断を受けているもしくは発熱や喉の痛み、咳やくしゃみ、倦怠感などの症状を有する人の相談窓口の設置、避難場所を検討。平時の相談窓口との連携をとっておく。

○参考：[新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談窓口、相談・受診の目安](#)

2. 発災後の感染対策

(1) 避難が必要な人の避難誘導

災害時に避難を必要とする人が新型コロナウイルス感染症を恐れて避難を躊躇することがないように、適切に避難誘導を行う。

(2) 避難場所の分散

避難場所の選択肢を増やし、呼びかけることで避難場所の密集を防止する。

- ・自宅での安全確保が可能な場合には自宅での垂直避難を検討
- ・親類や知人の家、近所の安全な所などの避難所以外の安全な場所が確保できる場合は安全な場所に避難することを検討
- ・避難所以外の避難先が確保できない人については避難所へ避難する

<ポイント>

自宅が安全な場所かどうか平時から前もって確認し、災害時に安全かどうか判断する。
避難所以外の避難場所が確保できるか、平時から検討することを住民に周知する。
危険な場所からの避難を躊躇しないように促す。

(3) 避難所での感染対策

ア. 可能な限り多くの避難所の開設

- ・避難所では新型コロナウイルス感染症において避けるべきとされる三密（密閉空間、密集空間、密接空間）を避けることが困難なため、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を開設する。（ホテルや旅館等の活用も検討）
- ・新たな避難所が確保できない場合は、感染者等用の専用の個室（スペース）やトイレを確保すること。やむを得ず同室とする場合は、パーティションやテントの設置などの工夫をする。

○参考：[3密ポスターPDFファイル](#)

イ. 自宅療養者等の避難の検討

- ・自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、保健福祉担当と協議し、適切な対応を行う。

※適切な対応について事前に協議しておくことが必要。

○参考：[避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について](#)

ウ. 避難者の健康状態の確認

- ・避難が必要な状況となった場合、感染症の診断を受けている、もしくは発熱や喉の痛み、咳嗽、倦怠感などの症状を有する人の相談窓口を設置し、避難場所へ誘導する。

※相談窓口の設置や避難場所については事前に検討しておくことが必要。

○参考：[新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談窓口、相談・受診の目安](#)

エ. 避難所での感染予防

- ・避難所においては新型コロナウイルス感染症に限らずインフルエンザ、ノロウイルスなど感染予防は重要となるため、①入口でのスクリーニング、②ゾーン分け、③個室の確保、④避難者の健康状態の観察と体調不良者の早期発見が必要。

○参考：避難所における感染対策マニュアル、新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルなど

<ポイント>

- ① 入口（受付に入る前）もしくは受付時に発熱などの症状の確認、対応可能であれば検温にてスクリーニングを行う。
症状を有する人に関しては可能であれば受診、困難な状況であれば個別スペースへの誘導を行う。受付時症状の観察とともに滞在スペースの把握ができるような工夫（感染発覚の際に後追いが可能なようにする）を行う。
- ②新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症を発症した場合ゾーン分けを行い、可能であれば居住スペースやトイレなどの共有スペースを分けておく。
またドアノブなどの共有部分の消毒も定期的に行う。
- ③避難時には症状を有する人がいなかったとしても、今後対応できるようにレイアウトを考える際は個室などを確保しておくことが望ましい。また居住スペースを配置する際にもできるだけ間隔を広く保ち、1グループの人数を少なくし通路を多めに確保する。
- ④定期的な健康状態の確認と、避難者から体調不良時にはすぐに申し出られるような体制づくりが必要。（プライバシーに配慮した相談スペースの設置、掲示板などを活用した周知など）
症状を有する人を確認した際には個室に誘導したのち、その周辺にいたグループの健康状態の観察も密に続ける。

・対応する職員の留意点

受付時、複数の避難者に対応する際には感染予防策を講じる。ソーシャルディスタンス（1 m以上、できれば2 m以上の距離）の確保、飛沫予防の仕切り板の活用、適切なタイミング・正しい着脱方法での手袋の活用、アルコール消毒での手指消毒、マスクの着用などを行い、自身の体調確認も行う。

○参考：PPE 個人防護具の着脱方法

・避難所内で感染が発生した際の対応について

避難所内で感染が発生した際には医療機関や保健福祉担当と協議しながら対応にあたる。

※平時から医療機関や保健福祉担当と対応法について検討しておく。

オ. 避難所運営における準備物品

- ・従来の避難所運営のための準備物品に加え、感染予防の観点から間仕切り（パーテーション）、テントなど個別スペースが確保できるような物品や、段ボールベッドなどをはじめとした床から高さを確保できるような物品を準備する。
- ・マスク、手洗い・手指消毒などのための流水の確保、石鹸、タオルやペーパータオル、アルコール消毒液、使い捨て手袋など人が使用できる感染予防物品、次亜塩素酸ナトリウムなど環境整備のために活用できる感染予防物品などを活用する。

※平時から上記の物品の備蓄を検討しておくことが必要。

カ. 地域減災力強化推進補助金について

県補助金地域減災力強化推進補助金において、感染症予防対策に資する資機材の活用が可能（詳細については別途通知予定）

【対象事業】拠点となる避難所の強化対策（避難所の地域の支援拠点化）

①避難所の生活環境整備に必要な資機材

簡易トイレ（付随する処理剤等を含む）、避難所用間仕切り類、防災倉庫、床材・マット、エアテント、災害対応型LPガスバルク供給システム

新規対象品目：非接触体温計、手指消毒液、使い捨てビニール手袋、マスク

関係資料ホームページ

【新型コロナウイルス感染症に関すること】

○新型コロナウイルス感染症全般に関すること

- ・三重県 ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000066.htm>

○新型コロナウイルスに関する最新情報

- ・厚生労働省 ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○3密ポスターPDF ファイル

<http://www.kantei.go.jp/jp/content/000061868.pdf>

○新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談窓口

- ・帰国者・接触者相談センター（各保健所及び三重県救急医療センターで24時間受付） 時間帯によって連絡先が異なります。

<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000066.htm>

○相談・受診の目安

- ・厚生労働省 ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html#soudan

【避難及び備蓄に関すること】

○避難準備に関すること（県内市町の避難所情報、防災マップ一覧へのアクセス）
詳細は各市町ホームページをご覧ください。

- ・防災みえ ホームページ

<http://www.bosaimie.jp/>

- ・ハザードマップ ポータルサイト（国土地理院）

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

- ・各市町防災関係一覧 ホームページ（防災みえ）

http://www.bosaimie.jp/static/X_MIE_ne000

- ・避難行動判定フロー（内閣府）PDF ファイル

<http://www.bousai.go.jp/fusugai/typhoonworking/pdf/dai3kai/siryo2.pdf>

○個人での備蓄物品の例

- ・個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン（厚労省）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/11.html>

【避難が必要でない場合など】

○軽症者の対応等について

- ・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 通知
新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>

【避難所に関すること】

○避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

- ・内閣府 通知

4月1日付：<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

4月7日付：http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

○災害時における避難所での感染症対策

- ・厚生労働省 ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html

- ・一般社団法人 日本環境感染学会 避難所における感染対策マニュアル

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=20

- ・内閣府 避難所の生活環境対策

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

- ・PPE 個人防護具の着脱方法

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/kouen-kensyuukai/pdf/h26/kouen-kensyuukai_05.pdf P. 21